

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置について、区域等が変更されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年6月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を講じるべき区域や期間を変更しました（別紙1及び別紙2参照）。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更し、今後の取組についても改めて決定したところです（別紙3及び別紙4参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年6月17日変更）
- （別紙4）令和3年6月21日以降の取組（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、上田、山口、
岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
hirokazumi.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 6 月 17 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 6 月 21 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日）から 7 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 6 月 17 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 6 月 21 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 20 日から 7 月 11 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については、令和 3 年 4 月 20 日から 7 月 11 日までとする。
- ・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、令和 3 年 6 月 21 日から 7 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。